

他大学の会議録・意見書

◆横浜市公立大学法人評価委員会

第3回会議録・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.1

意見書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.2

◆公立大学法人宮城大学評価委員会

会議録・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.3-5

◆山形県公立大学法人評価委員会

会議録・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.6-7

◆公立大学法人名古屋市立大学

意見書・認可書・・・・・・・・・・・・・・・・ P.8-12

◆神戸市公立大学法人評価委員会

第2回、第3回会議録・・・・・・・・・・・・ P.13-16

◆公立大学法人福井県立大学

意見書・通知書・・・・・・・・・・・・ P.17-19

◆青森県地方独立行政法人評価委員会

第3回会議録・・・・・・・・・・・・・・・・ P.20-21

◆北九州地方独立行政法人評価委員会

第1回、第3回会議録・・・・・・・・・・・・ P.22-31

意見書・・・・・・・・・・・・・・・・ P.32-33

◆山梨県公立大学法人評価委員会

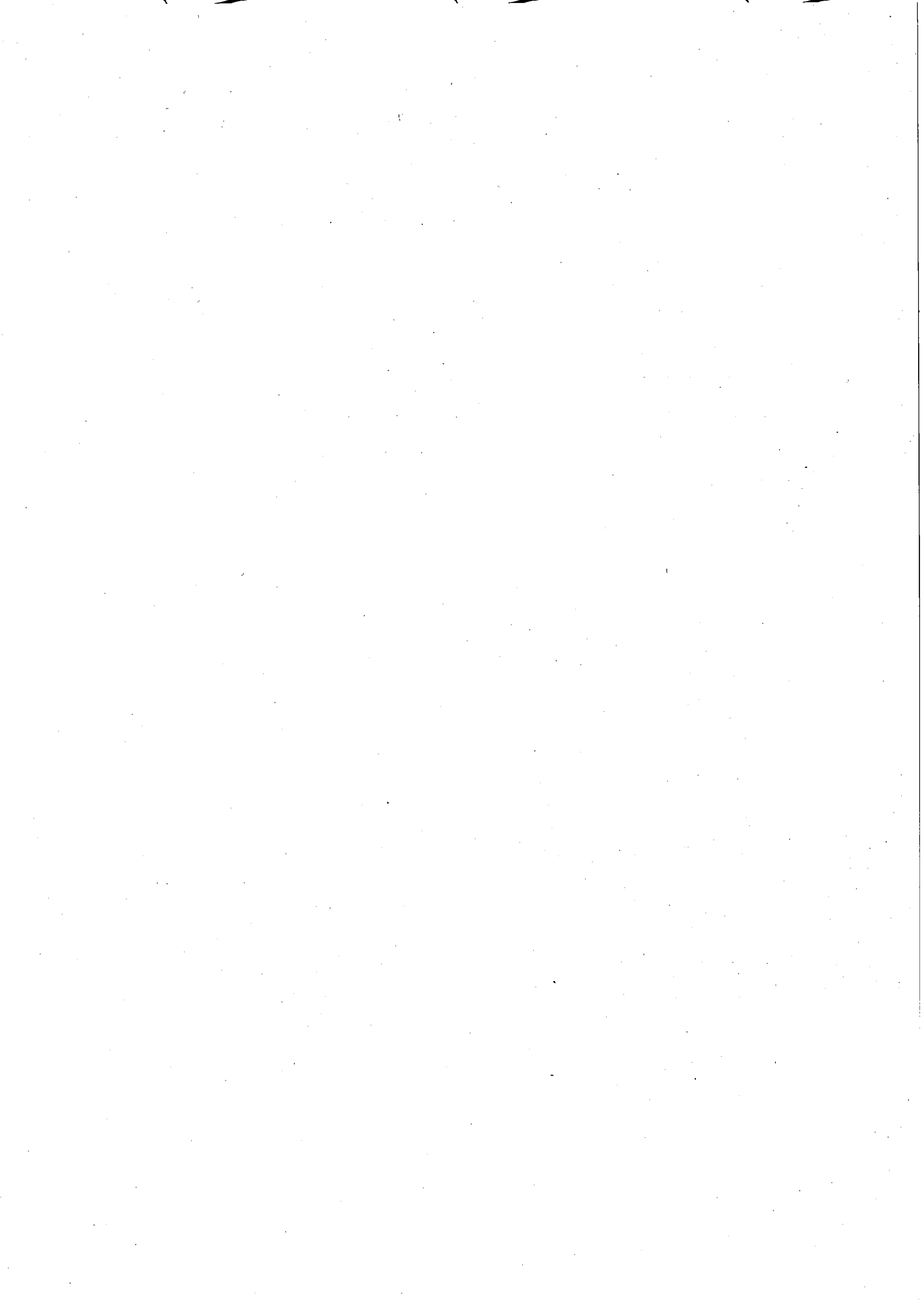
第4回、第1回会議録・・・・・・・・・・・・ P.34-37

◆公立大学法人山梨県立大学

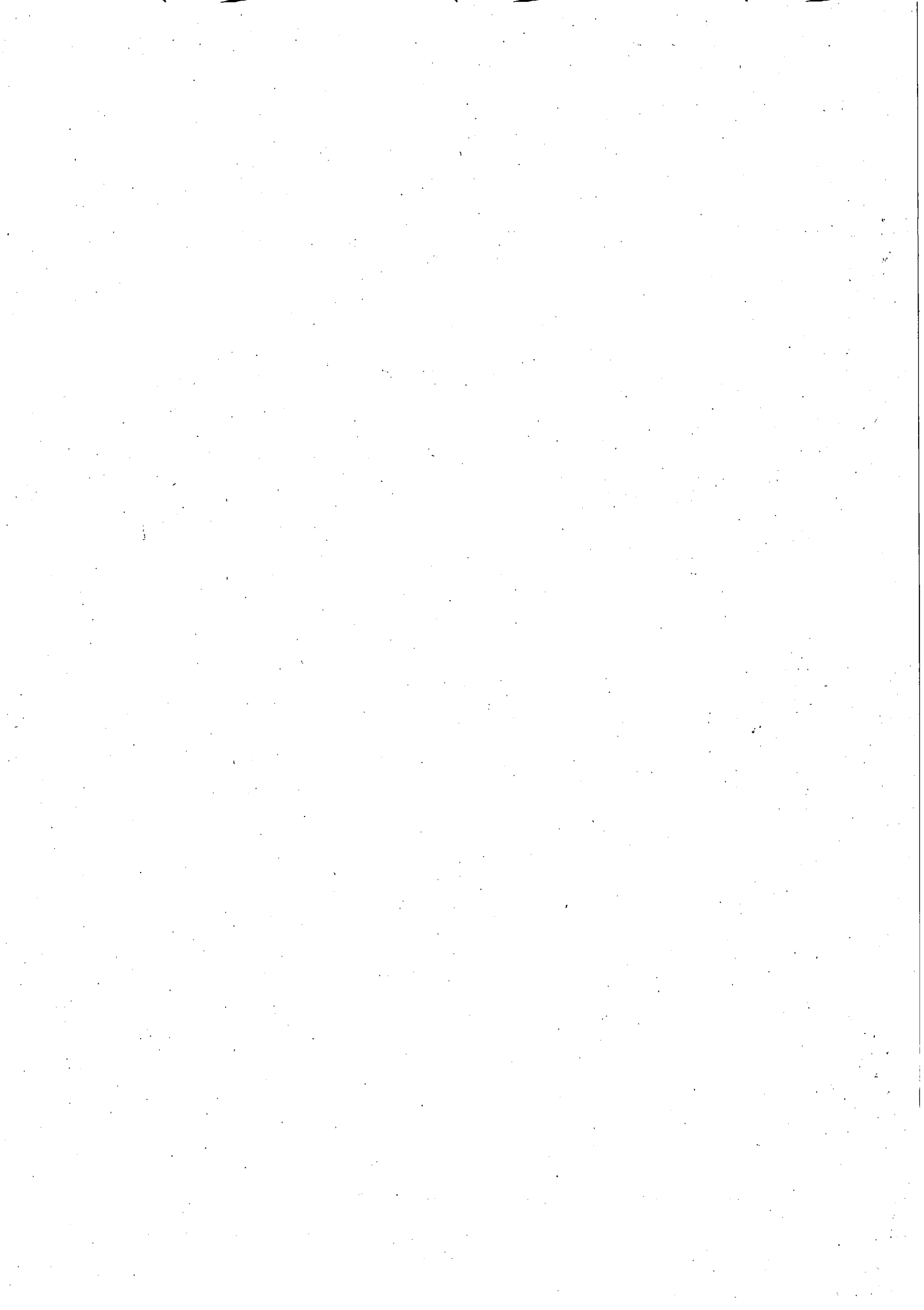
意見書・・・・・・・・・・・・・・・・ P.38-40

◆島根県公立大学法人評価委員会

第2回会議録・・・・・・・・・・・・・・・・ P.41-42



他大学の会議録・意見書





政策局内検索

検索

[報道発表](#) | [各課業務のご案内](#) | [サイトマップ](#)[トップページ](#) > [政策局](#) > [大学調整課](#) > [横浜市公立大学法人評価委員会](#) > kaigiroku3

第3回 横浜市公立大学法人評価委員会 会議録

- 日時 平成17年4月1日(水) 10時00分～10時30分

- 場所 横浜市技能文化会館会議室

- 出席者 川村委員長、岸委員、山上委員、米本委員

- 開催形態 公開（傍聴者 なし）

- 次第 (PFD形式 82KB)

- 議事

(1) 公立大学法人横浜市立大学業務方法書(案)について

【資料1】(PFD形式 123KB)により事務局から説明があり、業務方法書(案)を一部修正のうえ委員長に一任することとした。

・主な意見交換等

・第1条の「公立大学法人横浜市立大学の行う業務の基本的事項を定める…」とあるが、「業務執行の基本的事項…」と修正した方が良いと思う。

(2) 中期計画(案)について

【資料2】(PFD形式 1,183KB)により事務局から説明があり、中期計画(案)を了承した。

(3) 公立大学法人横浜市立大学の役員の年俸等について

【資料3】(PFD形式 86KB)により事務局から説明があり、役員の年俸及び年俸の支給方法について適切であると判断した。

(4) その他

意見書(案)(PFD形式 65KB)について、委員長より提案があり了承された。

- 作成 - 更新

ご意見・お問合せ - 電話： - FAX：

©2008-2015 City of Yokohama. All rights reserved.

(案)

平成17年4月1日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市公立大学法人評価委員会

委員長 川村 恒明

意 見 書

公立大学法人横浜市立大学に係る業務方法書(案)、中期計画(案)及び役員の報酬等の支給基準について、地方独立行政法人法第22条第3項、同法第26条第3項及び同法第56条において準用する同法第49条第2項の規定に基づく横浜市公立大学法人評価委員会の意見は次のとおりです。

- 1 地方独立行政法人法第22条の規定により定める業務方法書については、別紙のとおり認可することが適当であります。
- 2 地方独立行政法人法第26条の規定により定める中期計画については、別紙のとおり認可することが適当であります。
- 3 地方独立行政法人法第56条において準用する同法第48条に規定する役員の報酬等の支給基準については、意見はありません。

なお、業務の運営に当たっては、収支等の実態及び見通しを踏まえ、堅実かつ効率的な財務運営に、特に留意されることを希望します。

以上

平成21年度第1回公立大学法人宮城大学評価委員会 会議録

日 時 平成21年6月3日(水) 13:00～15:00

場 所 宮城県庁舎11階 第二会議室

出席者 (委員7人出席)

【委員】関根委員, 手島委員, 中嶋委員, 中村委員, 西垣委員, 野崎委員, 吉田委員
(50音順)

【公立大学法人宮城大学】馬渡理事長, 白石副理事長 ほか

【宮城県】村井知事, 石山総務部長 ほか

会議の内容

1 開会

(司会)

ただいまから、「公立大学法人宮城大学評価委員会 平成21年度第1回会議」を開催いたします。

それではまず、「会議の成立」について確認させていただきます。

本日は、次第裏面の出席者名簿に記載のとおり、委員8名のうち7名の委員の皆様にご出席いただいております。荒井委員は、所用により御欠席です。したがって、公立大学法人宮城大学評価委員会条例第5条第2項に規定する委員の半数以上という定足数の要件を満たしており、会議が成立しておりますことを、ここに確認いたします。

議事に入ります前に、村井宮城県知事から御挨拶申し上げます。

(村井知事)

本日は大変お忙しいところ、今年度第1回目の公立大学法人宮城大学評価委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。昨年度1年かけまして、皆様からは貴重な御意見をいただき、中期目標を定めることができました。

この4月から法人がスタートしておりまして、私も入学式に参りましたが、学生達はみんな生き生きとした眼で、法人化した新しいキャンパスライフに非常に期待してくださっている様子が手に取るように分かりました。

今後は、皆さんに御審議いただいた中期目標が、しっかりと着実に遂行されていくかをチェックしていただく必要がございますが、皆さんお忙しい方ばかりでございますので、効率良く開催するような指示はしております。本日も限られた時間ではありますが、忌憚のない御意見を賜りたいと思います。

私は、所用がございまして、これをもって退席させていただきますこととお許しいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

それでは議事に入ります。

議事進行は、評価委員会条例第5条第1項の規定により、議長である中嶋委員長にお願いいたします。

(中嶋委員長)

それでは、議事に入ります。

ただいま、村井知事からもお話がありましたが、法人化された新しい宮城大学が、非常に生き生きとした雰囲気の中でスタートを切ったとのことで、私どもも大変安心いたしました。これも、昨年1年間かなり厳しい議論を交わしていただいた、委員の皆様のお力添えの賜物だと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

本日は、お配りしました次第に従いまして、前回の会議録などについて報告を受けた後、公

立大学法人宮城大学中期計画案について、御審議いただきたいと存じます。

中期計画案につきましては、昨年度から御審議いただいて参りましたが、この4月に宮城大学も法人として新たなスタートを切っておりますことから、本日は、最終案として御審議いただければと存じます。

2 報告事項

(1) 平成20年度第4回公立大学法人宮城大学評価委員会会議録について

(中嶋委員長)

まず、報告事項の「1」「平成20年度第4回 公立大学法人宮城大学評価委員会 会議録」について、報告をお願いします。

(羽田副参事兼私学文書課長補佐)

それでは、報告事項といたしまして、平成20年度第4回公立大学法人宮城大学評価委員会会議録について御報告申し上げます。会議録につきましては、配付資料の「報告資料1」になりますが、委員の皆様には既にその内容を御確認いただき、御了承を得ておりますので、「報告資料2」の質疑概要により、かいつまんで御報告申し上げます。

なお、質疑概要に記載されております資料や頁番号は、前回の評価委員会で配付しました資料の頁、資料の番号となっております。

初めに、質疑概要の1頁でございますが、「中期目標案・中期計画案」につきましては、番号の「3」にあります「大学の自主・自立を確保する意味でも、許認可などについては、出来る限り必要事項にとどめるよう県としては努力すべき」といった御意見や、このことに関連しまして、「地方独立行政法人法による制約も多いが、やり方によってはかなり自由度があるので県と協力して、できるだけ民間的な手法を取り入れるなど、努力して欲しい」といった御意見がございました。審議結果といたしましては、1頁下の方にありますように、中期目標案につきましては承認がなされまして、中嶋委員長から村井知事に対し、「資料1」の内容のとおり定めることが適当である旨の「意見書」が提出されました。

次に、2頁でございますが、「中期計画案」につきましては、第7の「予算」「収支計画」及び「資金計画」から第11の「県の規則で定める業務運営に関する事項」までを御審議いただきました。番号の「5」「6」「7」のところにありますように、人件費の比率が高いことにつきまして多くの御意見をいただきました。このことにつきましては、「外部資金を投入し、事業費を膨らませて分母を大きくすることにより、人件費比率を下げていくこととしたい」という説明を申し上げております。また、3頁の番号「9」のところでは、韓国語をハングルと記載していることにつきまして、「韓国語に直した方が良い」との御意見をいただきました。4頁目の番号「19」のところでは、「収支計画と資金計画で、リース会計の取扱いで齟齬があり、見直した方が良い」との御意見をいただきました。この他にも色々と御意見をいただきましたが、審議結果といたしましては、5頁の上にありますように、中期計画につきましては4月以降に承認することになるので、委員会で出された意見を参考にすること、とされました。

次に、「業務方法書案」につきましては、特に御意見等はなく、審議結果につきましては、「資料3」のとおり承認がなされたものとする、とされました。

次に、「役員報酬等の支給基準案」につきましては、番号「20」のところで、「企業の年俸制では期末手当は入っていない」といった御意見、番号「21」のところで、「役員等に対する退職金は支給している」といった御意見がございましたが、「法人のスタート時点では年俸制は採らないので、今と同じ制度の中で報酬を考えていきたい」といった御説明を申し上げております。この他にも御意見をいただきましたが、審議結果といたしましては、6頁の下に記載しておりますように、役員報酬等の支給基準案につきましては、「資料4」のとおり承認がなされたものとする、とされました。

会議録につきましては、簡単ではございますが以上のとおりでございます。

(中嶋委員長)

ただ今の報告について、何か御質問等はございますか。

《特に質問等はなし》

それでは、御承認いただいたことにさせていただきます。

(2) 公立大学法人宮城大学中期目標について

(3) 業務方法書について

(4) 役員報酬等の支給基準について

(中嶋委員長)

それでは、次の報告事項に入ります。

(2)「公立大学法人宮城大学中期目標」について、(3)「業務方法書」について、(4)「役員報酬等の支給基準」については、いずれも前回の委員会で御審議いただいたものですので、一括して報告をお願いします。

(羽田副参事兼私学文書課長補佐)

報告事項の「公立大学法人宮城大学中期目標」「業務方法書」「役員報酬等の支給基準」につきまして御報告申し上げます。

はじめに、「公立大学法人宮城大学中期目標」でございますが、中期目標につきましては、前回の評価委員会で御審議いただきました内容により、宮城県議会の平成21年2月定例会に議案として提出し、可決いたしております。その上で、地方独立行政法人法の規定に基づきまして、本年4月1日に、公立大学法人宮城大学に対し、「報告資料3」のとおりの内容で指示をしております。

次に、「業務方法書」でございますが、これにつきましては、前回の評価委員会で特に御意見がなく、内容について御承認いただいたところでございます。本年4月1日に公立大学法人宮城大学から、委員会で御審議いただいたものと同じ内容で、報告資料4の1頁でございますけれども、この内容で宮城県知事に対し認可申請がございましたので、中嶋委員長に申請内容を御確認いただき、評価委員会の意見といたしまして報告資料4の2頁にありますように、申請のとおり認可することが適当との「意見書」の提出をいただいたところでございます。なお、業務方法書につきましては、4月1日に認可をしてございます。

最後に、「役員報酬等の支給基準」でございますが、これにつきましても前回の評価委員会で、内容につきまして御承認をいただいたところでございます。本年4月1日に公立大学法人宮城大学から、報告資料5の1、2頁の内容で、宮城県知事に対し届出がございましたので、業務方法書と同様に中嶋委員長に届出内容を御確認いただき、評価委員会の意見としまして報告資料5の3頁にありますように、申し出る意見はなしとする「意見書」の提出をいただいたところでございます。

以上簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

(中嶋委員長)

ただ今の報告について、何か御質問等はございますか。

《特に質問等はなし》

それでは、御承認いただいたことにさせていただきます。

3 審議事項

公立大学法人宮城大学中期計画案について

(中嶋委員長)

次に「3」の「審議事項」に入ります。

「公立大学法人宮城大学中期計画案」につきまして、説明をお願いします。

(馬渡理事長)

昨年度は評価委員の先生方には大変お世話になりました。文部科学省及び総務省からの法人の設立認可や設置者変更認可がなされ、法人の登記や、労働基準監督署に就業規則その他の届出も行い、本年4月1日から順調に法人がスタートしております。皆様のお陰だと思い、感謝しております。

平成 25 年度第 3 回山形県公立大学法人評価委員会議事要旨

- 1 日 時 平成 26 年 2 月 10 日 (月) 午後 3 時から午後 4 時まで
- 2 場 所 庁内 1002 会議室
- 3 出席者 <委員>
有海委員長、押野委員、北野委員、高橋委員、武田委員、二宮委員、渡部委員
< 県 >
川崎学事文書課長ほか
<公立大学法人山形県立米沢女子短期大学>
遠藤理事長、井上理事、嶋崎理事、鈴木副学長ほか

概 要:

1 開 会

2 議 事

(1) 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期計画の一部変更について

県立米沢栄養大学の概要及び公立大学法人山形県立米沢女子短期大学中期計画の変更について法人から説明を行った後、中期計画の変更点について質問、意見交換を行った。審議の結果、中期計画の内容について特段の修正意見はなく、委員会の意見としては、「案のとおりとすることが適当」とされた。

<主な質疑・意見>

◎第 2 の 1 山形県立米沢栄養大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置について

【1 教育に関する目標を達成するための措置について】

- 中期目標では「国際的な視野を有する人材を育成する」とあるが、中期計画では「広い視野を持つ人材を育成する」となっている、整合性をどう整理しているか。(北野委員)
⇒ 国際的な視野と同時に地域のことも十分視野においた管理栄養士を育てて生きたいと考えている。中期計画では「国際的な視野」を含む意味での「広い視野」と整理している。(遠藤理事長)

- 4 月から米沢栄養大学が開学するが、現在の志願倍率はどのような状況か。併せて、米沢女子短期大学の志願倍率についても教えてほしい。(押野委員)
⇒ 栄養大の一般入試については、前期日程の志願倍率 3.25 倍、後期日程の志願倍率は 15 倍となっている。米沢女子短期大学については、一般入試が 4 学科合計で志願倍率 3.54 倍となっている。(井上理事)

【2 研究に関する目標を達成するための措置について】

- 中期計画 (1) アについて、中期目標では「大学の研究水準の向上を図る」だが、中

期計画では「委託事業の受託を推進することにより」となっている。受託研究を推進するのであれば、端的に書いてはどうか。(北野委員)

⇒ そのように(補正)させていただきます。(遠藤理事長)

【3 社会貢献に関する目標を達成するための措置について】

○ (2) 国際交流のところについて、4月から栄養大学が開学するということで、今考えている具体的なものがあるのか。(渡部委員)

⇒ 少なくとも次年度に関しては、諸外国の大学との協定といったことは考えていないが、将来的には考えていきたい。(鈴木副学長)

○ 管理栄養士の実務をしていて、卒後教育的なところ、臨床的なところがまだまだ甘いと感じている。中期計画にあるとおり、卒後教育の一環として、地域連携・研究推進センターに(卒後教育的な)機能を盛り込んでいただくと、管理栄養士の意識の向上に繋がる。(二宮委員)

(2) 公立大学法人山形県立米沢女子短期大学業務方法書の一部変更について

公立大学法人山形県立米沢女子短期大学業務方法書の一部変更について、法人から説明を行った後、変更点について質問、意見交換を行った。審議の結果、特段の修正意見はなく、委員会の意見としては、「案のとおりとすることが適当」とされた。

<主な質疑・意見>

特になし。

(3) その他

<主な質疑・意見>

○ 今後、栄養大としては、県内で活躍する管理栄養士を育てることや、地域との連携を強みとして前面に出して、県内からの志願者を増やしたいと考えているのか。(武田委員)

⇒ 基本的には県内で活躍する、山形県の健康長寿に資するような人材を育てていきたいと考えている。一方で県内の受け皿の問題もあり、それをベースにして、県外から来た学生もその自分の地域に戻って、地域の健康を守っていけるような管理栄養士を育てていきたいと考えている。(遠藤理事長)

4 閉 会

平成 18 年 4 月 14 日

名古屋市長 松原武久 様

名古屋市公立大学法人評価委員会
委員長 森 正夫

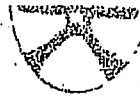
公立大学法人名古屋市立大学業務方法書に関する意見書

公立大学法人名古屋市立大学業務方法書について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 22 条第 3 項に基づく名古屋市公立大学法人評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

地方独立行政法人法第 22 条第 1 項の規定に基づき、公立大学法人名古屋市立大学が作成する業務方法書については、適当である。

以上



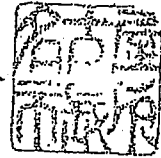
18 総 大 第 4 号

平成18年 4 月27日

公立大学法人名古屋市立大学

理事長 西野 仁雄 様

名古屋市長 松原武久



公立大学法人名古屋市立大学業務方法書について（認可）

平成18年4月1日付公立大学法人名古屋市立大学から申請のありました公立大学法人名古屋市立大学業務方法書については、申請のとおり認可します。

名古屋市総務局行政システム部大学調整室

担 当 伊藤

電 話 9 7 2 - 2 1 9 3

FAX 9 7 2 - 4 4 1 9

平成 18 年 4 月 14 日

名古屋市長 松原武久 様

名古屋市公立大学法人評価委員会
委員長 森 正夫

公立大学法人名古屋市立大学役員に対する報酬等の支給基準に関する意見書

公立大学法人名古屋市立大学役員に対する報酬等の支給基準について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 49 条第 2 項に基づく名古屋市公立大学法人評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

地方独立行政法人法第 48 条第 2 項の規定に基づき、公立大学法人名古屋市立大学が定めた役員に対する報酬等の支給基準については、適当である。

以上

平成 18 年 5 月 30 日

名古屋市長 松原 武久 様

名古屋市公立大学法人評価委員会

委員長 森 正夫

意 見 書

公立大学法人名古屋市立大学中期計画（案）について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 26 条第 3 項の規定に基づく名古屋市公立大学法人評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

地方独立行政法人法第 26 条の規定に基づき、公立大学法人名古屋市立大学が作成した中期計画については、適当である。

以上

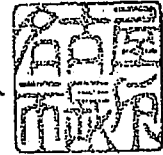
18総大第11号

平成18年7月3日

公立大学法人名古屋市立大学

理事長 西野 仁雄 様

名古屋市長 松原武久



公立大学法人名古屋市立大学中期計画について（認可）

公立大学法人名古屋市立大学から平成18年5月29日付で申請のありました公立大学法人名古屋市立大学中期計画については、申請のとおり認可します。

なお、本中期計画に基づき年度計画を策定するに当たっては、各項目を着実に実施していくため、可能な限り具体的な内容を記述するよう努められたい。

第2回 神戸市公立大学法人評価委員会 議事要旨

- 1 日時 平成19年3月23日(金) 15:05～15:50
- 2 場所 神戸市外国語大学 本部棟2階大会議室
- 3 出席者
○委員 井野瀬久美恵委員、谷沢実佐子委員
(欠席：畠一彦委員、大西音文委員、庄垣内正弘委員)
○事務局 外大学長、外大事務局長、外大事務局参事 ほか
- 4 議題 (1) 第1回神戸市公立大学法人評価委員会議事要旨について
(2) 公立大学法人神戸市外国語大学業務方法書案について
(3) 公立大学法人神戸市外国語大学の役員報酬等の基準(案)について
(4) 公立大学法人神戸市外国語大学中期計画骨子について
(5) 今後の進め方について
(6) その他
- 5 議事の進行について
大西委員が急遽欠席となり同委員には後日報告し、意見を求めることとし、また、委員長が欠席につき、委員長代理の井野瀬委員が議事進行を行うこととなった。
- 6 議事 (1) 第1回神戸市公立大学法人評価委員会議事要旨について
資料1を確認のうえ了承された。
(2) 公立大学法人神戸市外国語大学業務方法書案について
(3) 公立大学法人神戸市外国語大学の役員報酬等の基準(案)について
資料2「業務方法書(案)」及び資料3「役員報酬等の基準(案)」について事務局より一括説明をした。
本件については了承され、別紙「意見書」のとおり取りまとめられた。後日、大西委員の意見聴取後、市長へ提出することとされた。
(4) 公立大学法人神戸市外国語大学中期計画骨子について
資料4「中期計画の骨子」について事務局より説明した。
まだ、骨子の段階であり、本日の意見を踏まえた計画案を策定し、次回審議をすることになった。
(5) 今後の進め方について
資料5「委員会の今後の進め方について」を事務局より説明した。なお、新たな法人担当窓口である「行財政局」

の紹介がなされた。

7 中期計画に対する意見

- ・ 外国語大学だからこそできる人材の育成を具体的に社会及び教育の場に提言してほしい。
- ・ 大学がどういうことを行っているかという情報が学生に伝わりまた今大学が目指していることを教職員が共有できるようなシステムの構築を図るべきと考える。
- ・ 他大学との連携のあり方のようなことを盛り込めないか。神戸や関西という地域を超え、さらには海外などグローバルな視点から検討してもらいたい。
- ・ この地域が外国語大学を抱えている意味、意義が何かを訴えてほしい。それを教職員の間で徹底すると魅力的な形になるのではないか。
- ・ この地域が外国語大学を抱えているメリットは大きいと思う。
- ・ 今後少子化で若者は減少するが、異なるキャパシティで人は増えてくる。今までとは違う目線が見直され、求められてくると思う。
- ・ 大学院については、どういう力をつけて出ていけばいいのかが昔とは違っている。その点を踏まえて検討してほしい。

第3回 神戸市公立大学法人評価委員会 議事要旨

1 日 時 平成19年8月24日(金) 10:00～11:40

2 場 所 神戸市役所1号館14階特別会議室(1141会議室)

3 出席者

○委員 庄垣内正弘委員長、大西音文委員、谷沢実佐子委員、畠一彦委員
(欠席:井野瀬久美恵委員)

○事務局 行財政局 局長、行政部長、行政経営課長ほか
外国語大学 理事長、理事、経営企画室長、経営企画グループ課長ほか

4 議 事

議題1 公立大学法人神戸市外国語大学中期計画(案)について

中期計画(案)について、事務局から説明を行い、各委員から下記「5 中期計画(案)に対する主な意見」のとおり意見が出された。その結果、「中期計画は原案のとおり認可することが適当である」との委員会意見が決定された。

なお、その際、事務局及び法人から、本日の意見も踏まえた大学運営を行っていききたい旨の発言があった。

議題2 公立大学法人神戸市外国語大学年度計画(案)について

年度計画(案)について、事務局及び法人から報告を行った。

議題3 評価委員会の今後の予定について

今後の予定について事務局から報告を行った。

議題4 その他

委員からの意見を引き出すような問いかけをもっとしてもらえると、より議論が活性化されるのではないかと意見が出された。

5 中期計画(案)に対する主な意見

国際的に通用する人材の育成について

◇一番のポイントは、「国際的に通用する人材の育成」のためのカリキュラムの見直し。卒業後の進路は多様であり、大学で語学修得するだけならあまり価値がない。法律・経済の知識や契約等の実務能力を身につけておくことが重要である。実効的に機能する語学能力の修得が必要。

◇中国やロシアでも、交渉は現地語、契約は英語というパターンが多い。こういった現実に対応するため、英米学科以外の学生にも英語の実務能力を修得させる必要がある。
⇒大学) 実務的なスキルと語学修得を両立させたいと考えており、2009年度から実施する新カリキュラムの中で実施していきたい。

柔軟で機動的な大学運営について

◇「財務内容の改善に関する目標を達成するための措置」の項目について、計画に具体性が欠けている。計画が具体的でないと計画が達成できたのか否か評価しにくい。例えば「総人件費の抑制」は具体的にどう取り組んで実現するつもりなのか。また、設備改修による保守管理費用の低減をどう見込んでいるのか。

◇民間であれば投資を行う際、それによる効果を当然に検討する。年度計画には具体的な設備改修が盛り込まれているのだから、それに伴う効果も盛り込まれるべき。

⇒大学) 計画に盛り込める精度で6年間の目標数値を決めるのは難しい。毎年、年度計画を立てていくので、それを評価してほしい。

大学は人手がいる組織であり単純に人員を削減するとはいかないが、例えば事務職員については、市派遣職員から法人プロパー職員に切り替える等によって、より専門性を持った対応が可能になると考えている。

設備については、移転後、学生数が増え、かなり手狭になっていることから、学生会館や図書館の増築などを見込んでいるが、設備改修の運営費交付金は年度ごとに決めることになっており、現在予算で確定しているもの以外は計上していない。

⇒事務局)「剰余金の使途」の承認など事後的にも評価委員会の関与がある形となっている。また、具体的な数字は明記していないが、交付金は毎年度一定額を削減していくこととしており、経営努力を促す仕組みになっている。

◇具体性の観点から言えば、「科学研究費補助金のさらなる獲得」について、新規が24件とあるが、これに見合う収入が3100万円しかないのか。

⇒大学) 科学研究費補助金については、すでに確定しているもののみを計上している。

◇2012年のAV教室利用率の目標が65%とあるが、現状の55%からすると、あまり高い目標ではないのでは。

⇒大学) 数字だけを見ればそうかもしれないが、AV教室の利用率はカリキュラムの影響が大きいので、2009年にカリキュラム改革を実施し利用率を上げていきたい。

◇「人事の適正化」の「雇用形態の多様化」の中で「特任教授、客員教授制度について検討」とあるが、団塊世代の大量退職を理由に特任教授を乱造することは社会的に認められない。どうしても特任教授を登用する場合は相当厳格な基準が必要である。

⇒大学) 特任教授の認定基準については非常に厳しいものにするつもりだ。

その他

◇外大卒業生の多くは大学名が「Foreign Studies」であることを誇りとしている。社会に出てからその精神が実務で活かされたと思っている。学生にとって魅力ある大学となるよう、例えば企業へのインターンシップを制度化したり卒業生に外大がどのような大学になってほしいかなどを聴き、その声を反映させる等の取り組みが求められる。

平成19年4月26日

福井県知事 西川 一 誠 様

公立大学法人福井県立大学評価委員会
委員長 吉 村 融

意 見 書

公立大学法人福井県立大学業務方法書について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第22条第3項の規定に基づく公立大学法人福井県立大学評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

平成19年4月1日付け県大第509号で知事に対して認可申請のあった公立大学法人福井県立大学業務方法書については、申請のとおり認可することが適当である。

平成19年4月26日

福井県知事 西川 一 誠 様

公立大学法人福井県立大学評価委員会
委員長 吉 村 融

意 見 書

公立大学法人福井県立大学中期計画について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条第3項の規定に基づく公立大学法人福井県立大学評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

平成19年4月10日付け県大第513号で知事に対して認可申請のあった公立大学法人福井県立大学中期計画については、申請のとおり認可することが適当である。

平成19年4月26日

福井県知事 西川 一 誠 様

公立大学法人福井県立大学評価委員会
委員長 吉 村 融

通 知 書

公立大学法人福井県立大学の役員に対する報酬および退職手当の支給の基準について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第56条第1項において準用する同法第49条第2項の規定に基づく公立大学法人福井県立大学評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

平成19年4月10日付け県大第511号で知事に対して届出のあった公立大学法人福井県立大学の役員に対する報酬および退職手当の支給の基準については、申し出る意見はない。

平成20年度第3回青森県地方独立行政法人評価委員会 議事概要

- 開催日時 平成20年7月29日(火) 13時～15時
- 開催場所 青森市男女共同参画プラザ(アウガ5階) 研修室
- 会議次第
 - 1 開会
 - 2 議事
 - (1) 前回議事に関する補足説明について
 - (2) 公立大学法人青森県立保健大学中期計画について
 - (3) その他
 - 3 閉会
- 出席委員等 佐々木委員長、岩間委員、昆委員、黒澤委員、杉澤委員、久保専門委員
- 県側出席者 行政経営推進室 石川室長、小笠原副参事 ほか
健康福祉政策課 高杉課長、伊藤副参事 ほか
公立大学法人青森県立保健大学 上泉副学長、鈴木学部長、小山石事務局長ほか

■ 議事要旨

《1 開会》

○司会：ただ今から、平成20年度第3回青森県地方独立行政法人評価委員会を開会いたします。

本委員会の開催には、条例の規定により、委員及び議事に関係のある専門委員の半数以上の出席が必要となりますが、本日は6名全員のご出席をいただいておりますので、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。

それでは、議事を佐々木委員長にお願いいたします。

《2 議事》

＜ 前回議事に関する補足説明について ＞

○佐々木委員長：それでは、早速議事に入ります。最初の議題は、「前回議事に関する補足説明について」であります。これについて、県側の説明をお願いします。

○高杉健康福祉政策課長：資料1は、前回黒澤委員からご質問いただいた「行政サービス実施コスト」に関する説明資料です。内容について保健大学から説明いたします。

○小野青森県立保健大学経営企画室長：それでは、行政サービス実施コスト計算書について、ご説明いたします。

(資料1により説明)

○佐々木委員長：ありがとうございました。ただ今のご説明に対して、ご質問などありましたら、お願いします。

○杉澤委員：行政サービス実施コストの理想的なランクのようなものはあるのでしょうか。また、現在の県立保健大学のランクはどのくらいなのでしょう。

○小野室長：行政サービス実施コストは、決算時期に正確な数字が出るものであるということ。また、他の公立大学法人で、行政サービス実施コストを作成したところがまだ多くないことがあります。いずれ、他の同規模の公立大学法人との比較検討を行いながら、学生の教育環境を確保しつつ、学生一人当たりの経費等が節減できればいいのかなと現段階では考えています。他大学との

○上泉副学長：例えば看護学科の学生だと、一回当たり3千円程度なのですが、全部で5～6回受けると2～3万円ほどとなります。また、公務員試験については10万円単位の受講料がかかるようです。やはり、中には費用を出すのが難しい学生もおりますので、教員の準備する学内模試等を受けてもらいながら受験準備をしてもらっています。

○佐々木委員長：ほかにいかがでしょうか。久保専門委員、何かございますか。

○久保専門委員：No46「留学生等の就学支援」の中で、留学生相談支援員を確保とありますが、この方々は専任なのか、またどのような支援をしていくのでしょうか。

○上泉副学長：現在は、大学院生の中からチューターというような形で、若干の謝礼を払って、支援をしてもらっています。履修をはじめ日本国内での生活等も含めて、留学生への支援員をお願いしております。

○久保専門委員：チューターのようなものだとすれば、人件費はそれほどかからないのでしょうか。

○上泉副学長：はい。専任をお願いしているのではございませんので。

○久保委員：No38「教育研究費に係る制度設計」で、研究費の傾斜配分とあり、研究成果の面では理解できるのですが、教員にも研究に力を入れる方と、地域貢献や教育に積極的な方がいます。そこで、No53「人事評価システムの整備」がありますが、研究以外の部分を含めてどのようにトータルに評価し、それを給料にも反映させていくのかをお聞かせ下さい。

○上泉副学長：教員評価については、現在、教育・研究・社会貢献・組織運営という4つの面からそれぞれ評価しています。各教員は、4つの分野について寄与率を設定し、例えば、今年は研究に力を入れるとか、ポジションによっては大学運営に多くを当てるとか、各教員が個別に年間目標と達成目標を立てるということで、4つの領域への寄与率とともに目標設定をして、一年経った時点で、目標達成の度合いを評価することとしております。この評価結果の反映については、給与への反映について3年目からの導入を現在検討しているところです。

人事評価システムは今年度から始まりましたが、2年間は結果をみて、どのような給与への反映方法が可能かを検討していきたいと考えています。

研究費の傾斜配分は、開学当初から導入しているものですが、運用方法について再度見直しをするというものです。

○久保専門委員：そうしますと、今年度は学校運営に力を注ぎたいので研究は少しだけという先生の場合、研究費は残るわけですね。

○上泉副学長：これまでは、教授、准教授ごとに基準額を設定し、傾斜配分については基準額に加える方法をとってきましたが、その点も含めて今後検討することになります。

○佐々木委員長：ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ないようでありますので、まとめに入りたいと思います。

今まで様々なご質問があり、県と大学から回答をいただきましたが、基本的にはその回答で疑問も解けたように思います。また、本日晒された案について、いろいろ貴重なご意見・ご助言もいただきましたけれども、基本的には大きな内容の修正を必要とするものはなかったと私は受け止めております。そこで、文言等の修正につきましては私と事務局に御一任いただいて（後日、修正なしで決定）、基本的に本日の案を了承することにしたいと思います。それで、よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

ありがとうございました。そのようにさせていただきます。

平成17年度 第1回 北九州市地方独立行政法人評価委員会

(議事要旨)

1 日 時： 平成17年4月1日(金) 14:00～14:30

2 場 所： 市役所庁舎 5階 特別会議室 A

3 出席者：

○委 員(五十音順)

・石田委員長、片山委員、城水委員、福地委員、(中島委員は欠席)

○市 側

＜総務市民局＞

・梅本経営企画室長、久保経営企画室次長 他

＜産業学術振興局＞

・尾上産業学術政策部長、川之上学術振興課長 他

＜公立大学法人北九州市立大学事務局＞

・丸山事務局次長、熊埜御堂参事、福島総務課長、山本経営企画課長、
岩宮教務課長、大場管理課長 他

4 議 題

(1) 審議事項

①業務方法書

②役員報酬及び退職手当支給基準(規程)

(2) その他

①中期目標について(報告)

②次回委員会について

5 議事 (要旨)

石田委員長	(1) 業務方法書 ・はじめに、業務方法書について審議をお願いします。 これにつきましては、前回の評価委員会では特に意見や指摘等はありませんでしたが、本日正式に法人から市長に業務方法書の認可申請があったので、審議するものです。お手元の資料1のとおり市長から本委員会に意見を求める通知が来ています。前回の評価委員会の際に提示のあった案を含めて、事務局から説明をお願いします。 《事務局より資料1－3について説明》
石田委員長	・今、説明のとおり、規程をきっちと2箇所整備したということです。内容については、前回と変更はありません。 ・委員の皆様、質問等があればお願いします。 《意見なし》
石田委員長	・特に意見が無いようですので、只今お配りした「意見書」を本委員会としての正式な意見としたいと思いますが、よろしいですか。 《各委員了承》 ・では、そのように決定します。なお、意見書については、本委員会の要綱に基づき、市のホームページに掲載しますので、ご承知いただきたいと思います。
石田委員長	(2) 役員報酬及び退職手当支給基準(規程) ・次に、役員報酬・退職手当支給基準規程について審議をお願いします。 前回の評価委員会では、役員報酬支給規程については、特に意見はありませんでしたが、役員退職手当規程については、2箇所意見がありました。 一つは、資料2－4になりますが、第3条第3項の専任役員の支給限度年齢について質問が出ていました。 もう一つは、第2条第2項、第10条のところで、「1円未満は切り捨てる」とありましたが、それについて意見がありました。 今回は、これを再度検討していただいて、「1円未満は切り捨てる」という部分を省いています。それから第3条第3項のところには、前回にはなかつ

	た学長についても明記してあります。 これについて、法人から市長に対し、規程の届け出がありました。前回の評価委員会の意見に従って、今のように事務局の方で整備されていますので、変更点等について説明をお願いします。 《事務局より資料2-3~7を説明》
石田委員長	・端数の問題について、特に意見はありませんか。
委員	・検討された結果なので、結構です。
石田委員長	・他にご意見はありませんか。 《意見なし》
石田委員長	・役員報酬・退職手当支給基準については、本委員会としては、意見を申し出ることができる規定となっていますが、ただ今のとおり、特に意見がなかったもので、当委員会としては、意見を申し出ないということでご了承いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。 《各委員了承》
石田委員長	・では、そのように決定します。
石田委員長	(3) スケジュール等 ・次に、中期目標について、事務局より説明をお願いします。 《事務局より中期目標についての今後の審議の進め方について説明》
石田委員長	・今、説明があったとおり、中期目標については継続ということで、またご意見をいただきたいと思います。
石田委員長	・一点だけ、聞きたいのですが、法人の経営委員会と本委員会との関係をどう整理したらいいのでしょうか。
事務局	→経営委員会は法人内部の委員会ですので、直接こちらと連動することはあ

平成17年度 第3回 北九州市地方独立行政法人評価委員会

(議事要旨)

1 日 時： 平成17年7月4日(月) 14:00~15:30

2 場 所： 市役所庁舎 5階 特別会議室A

3 出席者：

○委 員(五十音順)

・石田委員長、片山委員、城水委員、中島委員、福地委員

○市 側

＜総務市民局＞

・梅本経営企画室長、坪根経営企画室主幹 他

＜産業学術振興局＞

・尾上産業学術政策部長、川之上学術振興課長 他

＜公立大学法人北九州市立大学事務局＞

・丸山事務局次長、山本経営企画課長

4 議 題

(1) 中期目標(報告)

(2) 中期計画(審議)

(3) その他・次回委員会について

5 議事 (要旨)

石田委員長	(1) 中期目標 (報告) ・中期目標については、市長は、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならないと規定されており、前回の評価委員会では、中期目標の最終審議を行いました。 ・審議の結果、当委員会は、中期目標は適当であるという意見書を提出し、それに伴い、市長が6月議会に議案を上程したとのことですので、所管局からその結果報告をお願いします。
産学局	・前回の評価委員会で適当であるという意見書をいただきましたので、6月の定例市議会でこの中期目標を上程しました。6月議会では、料金の上限の決定とあわせて議会で審議いただきました。本会議、経済港湾委員会の審議を経て、6月7日に議決をいただきましたので、6月14日に北九州市から北九州市立大学に正式に中期目標を指示しました。
石田委員長	・委員の皆様、質問等があれば、お願いします。 ・質問等ないので、次の議題に移ります。
石田委員長	(2) 中期計画 ・中期計画については、市長から中期目標の指示を受けて法人が策定し、市長の認可を受ける必要があります。また、市長が認可しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならないと規定されていることから、これまで中期目標とあわせて当委員会において審議してきました。 ・大学から市長に認可申請があり、別紙のとおり当委員会に意見を求める通知がありましたので、本日は、中期計画について評価委員会の意見を集約し結論を得たいと思います。これは、これから当委員会の主要業務となる評価のもととなるものですので、大所、高所からご検討、ご審議していただきたいと思います。 ・では、大学側から中期計画について説明をお願いします。
北九大	《大学より資料について説明》
北九大	・前回、北九大から市内の学校に先生を送り込むというご意見がありましたが、北九大には、人間文化研究科があり、現役の教員が3人います。仕事を持っておられて、その業務に活かすために大学院に来られているようです。 ・優秀な学生の優遇に関して、経済的な支援についてご意見がありましたが、

	中期計画の優秀な学生の確保に関する具体的方策という項目の中で、「意欲ある優秀な学生等を積極的に受け入れるため、奨学金制度を含めた支援方策を検討する」としており、現在作成中の年度計画に「大学院の進学を含め、優秀な学生を受け入れる方策について取組む」ということを盛り込むこととしています。 ・概要図の社会貢献の部分で市民向け相談窓口についてもう少し分かりやすくしてはというご指摘がありましたので、スペースの関係で舌足らずな点がありますが、表現を変えました。市民向け PR 資料をいずれ作りますのでその中で出来るだけ分かりやすくしたいと思います。 ・教職課程の充実について、実際教員になる人数の質問がありましたので、再度確認したところ、教職課程取得者は毎年 90～100 人おり、その中で実際に教員になれるのは 10 人前後であり、非常に少ない状況があります。 ・収支計画の中の 30 億円の減価償却費についてですが、17 年 4 月 1 日の時点で北九州市から譲渡を受けた施設、外溝、樹木、車両等に関するものが含まれています。
石田委員長	・委員の皆様、意見・質問等があれば、お願いします。
委員	・開始貸借対照表を作成する必要があります。
北九大	・現在、監査法人等により期首の残高の確定作業をしており、その後、貸借対照表を作成しまして、あらためてお示しします。
委員	・余剰金は、中期計画の後、繰り越せますか。
北九大	・市長の承認が必要ですが、その承認に際して評価委員会の意見が必要になります。中期計画期間内は毎年繰り越せます。
委員	・収支に関して、例えば運営費交付金等について、どこでどのように評価するのですか。
事務局	・収支が妥当かどうかについては、この評価委員会の中での評価のポイントになるかと思います。どこまで掘り下げて評価していくかについては、今後の委員の意見を踏まえて結論を出す必要があります。予算、収支というものを主軸にしながら、評価をしていくのだろうと思っています。

委員	・学部と大学院の教育が連携して行われる中で、大学院の推薦入試等、優秀な学生を大学院へ推薦することは、考えていますか。
北九大	・飛び級制度があります。それと北九大の学部から修士課程に進学する学生が6割いますので、実質的には推薦制度に近い形になっています。
委員	・現在、国立大学が、早い時期に大学院の入試を行っており、学部の学生が他の大学院に流れないようにする必要がありますので、検討をお願いしたいと思います。
委員	・中期計画が多岐にわたるので、スケジュールを早期にたてて、消化していかないといけないと思います。
北九大	・スケジュール等について検討する経営企画室と経営企画室ワーキング会議という組織を作りました。ワーキング会議は学科長と経営企画室長等、教員と事務職員をメンバーとし、オブザーバーとして学長が入っています。そこでタイムスケジュールの作成、進行管理を行うようになっています。
委員	・タイムスケジュールは、いつ頒布していただけますか。
北九大	・もうじき年度計画が出来上がりますので、それとあわせてお示しします。
委員	・例えば教養教育の見直しは、重要であるが非常に難しい課題であり、評価にあたっては、難易度も考慮しなければならないと思います。人文科学と自然科学が学生から人気が低く、福祉、教育等が受講者が多い。昔から教養課程のコアだったものが、学生の心をつかんでないという問題があります。計画にあるように地域性・実践性・学際性・時事性をうまく取り込んでいく必要があると思います。
北九大	・一般教養課程については、高校からの継続性、専門教育とのつながり、社会との接点をどうするのかなどについて検討しています。具体的には、非常に難しいのですが。
委員	・専門教育の入り口を教養課程に押し付けてしまったり、高校の授業の延長で捉えると学生から不評になるということもあります。

委員	・大学4年を経て入社する人と高校を卒業してすぐ入社する人の違いは、教養部分にあると思います。技術的な差はあまりないのですが、いかに幅広く考えることができるかというところだと思います。
委員	・専門職大学院は、こういったものを検討していますか。
北九大	・ロースクールとビジネススクール、MOT（技術経営）を考えています。
委員	・MOT は、文系と理系のどちらにウェイトがありますか。
北九大	・工学部を中心に考えています。ビジネススクールとうまく連携できないかという議論もあります。
委員	・ビジネススクールの対象者をどう考えていますか。経営管理者だけでなく、転職希望者や子育てが終わった主婦を受け入れるようなことも考えられると思いますが、そういった検討も必要だと思います。
北九大	・再就職の件ですが、厚生労働省の委託事業で、国際環境工学部の大学院と経営学大学院で再就職用の講座を設けてあります。
委員	・デンマークでは、産休・育休中に資格を取得できるようなプログラムが豊富にあり、少子化時代の女性の社会参加がうまくいくような仕組みになっています。
委員	・女性教員の登用に関して、女性枠を別に設けて、同等に競争させないということも必要になってくると思います。
委員	・計画のようにここまで厳しく求められると、教員も学生もストレスがたまり、落ちこぼれる人が出て、勝ち組と負け組がはっきり分かれるのではないのでしょうか。
北九大	・担任制など教員と学生が触れ合える機会を増やして、双方向に意見交換できれば、学生のストレスが溜まり過ぎたり、落ちこぼれが出たりは少なくなるんじゃないかと思っています。GPA 制度の導入も厳しくするだけではなく、学生の生活態度を高度化し、教育の成果が出やすくなるようにするために考えています。

委員	・教員一人当たりの学生数はどのくらいですか。
北九大	・平成15年5月時点で25.7人です。工学部が約10人、文系が25～40人です。
委員	・北九大の特徴は、語学教育があるのですが、他に何かありますか。
北九大	・地域とのつながりが強いということはあるのですが、どのような学生を輩出するかを含めて今後特色を出していくことを考えていきたいと思います。
委員	・国際交流に関してですが、外国にネットワークを設け、将来的に学生がバリアーなく外国で活動できる環境が必要だと思います。
北九大	・交換留学の協定を結んでいますが、現在受入数が毎年10～15人ですので、これをもう少し増やしたり、大学相互に留学生を責任を持って教育しあう制度を強化しようと検討しています。
委員	・文科省が国際化を支援する取組を始めたところですが、北九大が、北部九州の国際交流の拠点となれば、特色が出てくると思います。
委員	・留学生に対してどういう教育を提供していますか。
北九大	・日本語と留学生の希望する専門分野です。
委員	・中国、韓国、台湾など東アジアからの留学希望者が多いと思いますし、地理的に有利ですので、教員、学生、研究の交流をもう少し増やせると思います。
委員	・教員の評価に関して、研究と同時に教育の評価も行う必要があるのですが、教育の評価は研究と比べて客観的に評価することが難しいので、うまくマネジメントする必要があります。研究を評価すると教育がおろそかになるというケースがあるので、そういったことが断じてないようにしなければならぬと思います。
北九大	・教員評価については、教育、研究、大学運営、社会貢献の4つの分野で想

	定しています。教育については、30%以上のウェイトで取組んでもらうようにしています。
委員	・時間だけではなく、教育の成果を評価できるようにしていただきたい。
委員	・大学運営や研究等に関して、文科省から視察等がありますか。
北九大	・視察は何年かに1回、学部毎にあります。最近はありません。ただし、国際環境工学部を平成13年度に設置していますので、平成17年度までいろいろ報告する必要があります。同様に社会システム研究科も報告する必要があります。
委員長	・いろいろご審議をいただきましたが、その意見等を運営に活かしていくということで、今回の中期計画については、適当であるかどうかまとめればよろしいですか。
事務局	・一つだけ確認をさせていただきたいのですが、この委員会は、予算を承認するものではなく、決算を評価するということではよろしいでしょうか。中期計画の中に予算が入っていると、これが承認されたと思われるかも知れませんが、役所の予算は単年度主義ですので、毎年議会での承認が必要になります。そこをご了承いただきたいと思います。
委員長	・それでは、只今お配りした意見書案のとおり、「中期計画は適当である」ということを当委員会の結論としてよろしいでしょうか。
	《各委員了承》
委員長	・では、この案を正式に当委員会の「意見書」としたいと思います。なお、「意見書」については、当委員会の要綱に基づき「市のホームページ」に掲載します。 ・最後に、今後のスケジュール等について、事務局から説明をお願いします。
事務局	・前回の委員会終了時に、今回、大学の年度計画の説明をするようにしていましたが、日程の都合上、出来なかったもので、次回にさせていただきたいと思います。日程は、8月1日（月）14:00からよろしいでしょうか。

平成17年7月4日

北九州市長

末 吉 興 一 様

北九州市地方独立行政法人評価委員会

委員長 石 田 重 森

意 見 書

公立大学法人北九州市立大学に係る中期計画について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第26条第3項の規定に基づく北九州市地方独立行政法人評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

- 1 平成17年6月29日付北九産学学第174号で提出された中期計画は、当委員会で審議した結果、適当である。

平成17年4月1日

北九州市長
末吉 興一 様

北九州市地方独立行政法人評価委員会
委員長 石田 重森

意 見 書

公立大学法人北九州市立大学に係る業務方法書について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第3項の規定に基づく北九州市地方独立行政法人評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

- 1 法第22条に規定する業務方法書については、申請のとおり認可することが適当である。

山梨県公立大学法人評価委員会 第4回委員会 議事概要

- 1 日 時 平成22年3月17日(水) 午後1時30分～午後3時40分
- 2 場 所 県立大学飯田キャンパス2階大会議室
- 3 出席者 委 員 川村恒明 久保嶋正子 長澤利久 藤巻秀子 前田秀一郎
事務局 伊藤学長 榎林事務局長 飯沼総務部次長 山本総括課長補佐 小沢
国際政策学部長 藤谷人間福祉学部長 佐藤看護学部長 松下看護学
研究科長 齊藤図書館長 波木井地域研究交流センター長 林正学生
部長 小田切教授ほか
- 4 会議次第
 - (1) 総務部次長あいさつ
 - (2) 委員長あいさつ
 - (3) 議事

<公立大学法人山梨県立大学の中期目標について>

○事務局

ー資料1、2により説明ー

○委員長

パブリックコメントでの意見が特段無かったということだが、当評価委員会で検討したこの中期目標(案)のとおりとしたいがよろしいか。

○各委員

異議なし

○委員長

では、資料8-1の意見書のとおり知事に報告することとしたい。

<公立大学法人山梨県立大学の中期計画について>

○事務局

ー資料3、4、5により説明ー

○委員長

資料5を使用して検討していきたい。「第1 中期計画の期間」については問題ないので、「第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置」の「1 教育に関する目標を達成するための措置」について意見を伺いたい。

○委員

22、23の部分で山梨県立大学が目指す「学生の質の保証」は確保されるのか。

○学長

<公立大学法人山梨県立大学の業務方法書について>

○事務局

－資料6により説明－

○委員長

特に意見がなければ、資料8－2のとおり、知事に提出することとしたい。

<公立大学法人山梨県立大学の役員報酬等について>

○事務局

－資料7により説明－

○委員長

何か意見はあるか。

○委員

報酬の額については、上限が定められているが、退職金については、上限がなく増額することができるように読めるが、額の決定をする主体は誰になるのか。主体によっては、退職金に上限を設ける必要があるのではないか。

○事務局

報酬及び退職金の上限の決定については、理事長の権限によるとする法人規程を予定している。ただ、退職金については、通常支払う額の総額を県が予算で措置することとなっており、これは県の予算査定の課程で決められることとなる。また、上限を超える部分については、法人独自の財源によって賄う形になるため、業績が向上して余程収入が増えない限り財政面から増額は難しい。

○委員長

退職手当の額を決定する際には、理事長が独自に決めるわけではなく、あらかじめ外部委員を含む経営審議会での審議と役員会での議決が必要となっている。

○委員長

他に意見がなければ、資料8－3により知事に提出することとしたい。

<その他>

特になし

山梨県公立大学法人評価委員会 平成22年度第1回委員会 議事概要

- 1 日 時 平成22年7月15日(木) 午後1時30分～午後3時40分
- 2 場 所 県立大学飯田キャンパス2階大会議室
- 3 出席者 委 員 川村恒明 久保嶋正子 長澤利久 藤巻秀子
事務局 伊藤理事長 深沢副理事長 山本総務部次長 大堀課長 中山総括課長補佐 小田切理事 波木井理事 五味理事 小沢国際政策学部長 藤谷人間福祉学部長 佐藤看護学部長 松下看護学研究科長 齊藤図書館長 ほか
- 4 会議次第
 - (1) 総務部次長あいさつ
 - (2) 委員長あいさつ
 - (3) 議事

<公立大学法人山梨県立大学の中期計画について>

○法人

—資料1、2により説明—

○委員長

なにか意見はあるか。

○委員

受け入れ先の病院の処遇や環境などが、学生が就職を決める際の基準になるため資料2の49に、『病院や福祉施設』も付け加えた方が良いのでは。60では、医療、福祉機関が記載されているので、それに合わせた形で。

次に、57の「競争的研究資金」の「研究」の語句を削除し、競争的資金を広く研究・開発に資するという意見が前回あったと思うのだが。

次に、85に「国際政策学部では、」という記述があるが、年度計画には各学部のことが触れられているので、あえて「国際政策学部」を入れることにした意図は。

最後に、93の「社会的ニーズにも配慮して」という記述について、例えば、看護の教育は非常に大きな変化の中にあり、保健師や助産師の教育を大学院で行うということも職能団体では研究しているところを考えると、表現としては「社会的ニーズの変化に対応して」若しくは「社会的ニーズの変化を捉えて」とした方が良いのでは。

○法人

49については、指摘のとおり修正したい。

57について、科研費等を含めて研究を遂行するための資金であるので、ここは「研究的資金」という記述とさせていただきたい。

○事務局

事務局から法人に確認したいのだが、どうしても中期計画に対し年度計画を落とし込むことはできないものなのか。表現の仕方の問題のようにも感じられるのだが。

○法人

4から7について、エビデンスを並べて評価を行うことは難しいが、ディプロマポリシーに沿った人材輩出がきちんとできているかという自己評価を行うということであるならば、年度計画に一文を入れることは可能であると思う。

○理事長

先ほどの質問に敢えて答えるとするならば、中期計画をそのまま年度計画に写すということになるのではないかと。ステップを上がっていくということで、今年が一番下のステップにしているということを年度計画に記述することは、教育機関として、また研究機関としてできないことである。しかし、良い教育を行う、良い研究を行うということは当初からの目標であり、もちろん6年後にもっと良くなっていくことを表しているのが、この計画の論理である。

○事務局

中期計画を受けて年度計画を作成し、その年度が終了したとき、その中でどういうことに取り組んだか、あるいは外形的にどのように取り組んだかという実績を記述することが委員の指摘した事項に該当すると思うのだが。

○委員長

もし可能なら、もう一度委員会を開催することとして、それまでに今までの部分については調整していただきたい。指摘のとおり、「年度計画なし」の箇所については、ステップを一段ずつ上がっていく性質のものではないというのは心情的に理解できるが、中期計画の6年間で割ってみれば、ステップというより、この部分、この部分といったような「力点」がおのずと現れてきてもよいのではないかと思う。法人の判断で、「年度計画なし」といった部分については、次元が違うというのであれば、今の評価方法案をそれに応じて見直したほうがよいと思う。今一度、法人と設立団体で協議して頂きたい。

○事務局

委員長の指摘のとおり、早い時期にもう一度、評価委員会を開催することとし、評価方法のご検討をして頂きたい。日程等については事務局で再度調整し、決定させて頂く。

○委員長

今回は、中期計画案については、原案の通りとすることとし、意見書を知事あてに提出することとし、評価方法については継続審議という形にさせて頂く。

(以上)

(案)

平成 22 年 4 月 1 日

山梨県知事 横 内 正 明 殿

山梨県公立大学法人評価委員会
委員長 川 村 恒 明

意 見 書

公立大学法人山梨県立大学に係る業務方法書（案）について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項の規定に基づく山梨県公立大学法人評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

法第 22 条第 1 項の規定に基づく業務方法書については、別添のとおり認可することが適当である。

以上

(案)

資料 8 - 3

平成 22 年 4 月 1 日

山梨県知事 横 内 正 明 殿

山梨県公立大学法人評価委員会
委員長 川 村 恒 明

意 見 書

公立大学法人山梨県立大学に係る役員の報酬等の支給基準について、地方独立行政
法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 49 条第 2 項の規定に
基づく山梨県公立大学法人評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

法第 56 条第 1 項で準用する法第 48 条第 2 項の規定に基づく役員の報酬等の支
給基準については、意見の申し出はない。

以上

(案)

資料 3

平成 22 年 7 月 日

山梨県知事 横 内 正 明 殿

山梨県公立大学法人評価委員会
委員長 川 村 恒 明

意 見 書

公立大学法人山梨県立大学に係る中期計画(案)について、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第26条第3項の規定に基づく山梨県公立大学法人評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

法第26条第1項の規定に基づく中期計画については、別添のとおりとすることが
適当である。

以上

平成18年度第2回島根県公立大学法人評価委員会 議事要旨

1. 日時

平成19年3月16日(金) 13:30～15:15

2. 場所

松江市殿町369 サンラポーむらくも「八雲」

3. 出席者

(委員) 本田委員長、下森委員、三島委員、・田委員
(事務局) 井上理事、加松総務部長、升田総務課長、金築法人設立準備室長、
馬庭企画幹、その他関係職員

4. 議題等

- (1) 委員長挨拶
- (2) 報告事項
- (3) 議事

- ア) 公立大学法人島根県立大学中期計画(案)について
- イ) 公立大学法人島根県立大学業務方法書(案)について
- ウ) 公立大学法人島根県立大学の役員報酬等支給基準について

(4) その他

- ア) 平成19年度における評価委員会審議計画について

5. 会議の概要

(1) 委員長挨拶

- 本田委員長から本日の審議事項のポイントを中心として挨拶があった。

(2) 報告事項

- 事務局から、公立大学法人島根県立大学の役員及び会計監査人の選任結果について、また、短期大学の4年制課程移行問題について公立大学法人島根県立大学設立準備委員会の議論のまとめについて報告を行った。
- 委員から提出された主な意見は次のとおり。
 - ・ 保護者の御意見の中には、経済的理由もあって短期大学を望む声を聞く。短絡的に4年制大学を志向するのではなく、島根らしい魅力のある短期大学をめざしていくことも考えられるのではないかと。
 - ・ 4年制卒の看護師は、どちらかというと急性期病院で必要とされる傾向にある。一方、一般の病院ではプライマリーケアが重要であることから、人数的に多くの看護師が必要とされている。
 - ・ 医療の技術の高度化・複雑化にしたがって、看護師に要求される専門性は増加している。近畿地方の看護師養成の大学では大学院の設置が多く、島根

活用すべきであり、少額を取り崩していくような使い方はやめ、できる限り積み立てる方がよい。

- ・ 人事にあたっては、良い教員を如何に確保し、また、その教員のモチベーションを高める工夫をすべきである。
- ・ 将来的には、より高い目標を目指し続ける必要がある。

- 委員意見については、法人に対する業務執行上の留意事項として県から法人に対し伝えることとし、その伝える内容及び伝え方については、委員長と事務局が協議の上決定することとされた。

(4) 公立大学法人島根県立大学業務方法書(案)について

- 事務局から、資料4「公立大学法人島根県立大学業務方法書について」及び資料5「公立大学法人島根県立大学業務方法書(案)」により業務方法書の記載事項について説明し、評価委員会としては意見なしとされた。

(5) 公立大学法人島根県立大学の役員報酬等支給基準について

- 事務局から、資料6「役員の報酬及び退職手当について」により公立大学法人島根県立大学の理事長及び副理事長の報酬(給料、期末手当、退職手当)の設定の考え方及び業績増減規程の内容並びに1年間の給与の減額措置について説明し、評価委員会としては意見なしとされた。

(6) 平成19年度における評価委員会審議計画について

- 事務局から、資料7「平成19年度における評価委員会審議計画」により平成19年度に予定する評価委員会の業務及びスケジュールについて説明し、原案のとおり決定された。

以 上